j　当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5)ｃ、(17)ｃ、(26)ｃ、(30)及び(31)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

［(2)～(25)　略］

(26)　投資対象

［ａ・ｂ　略］

ｃ　外国投資法人が、不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条の２第１項各号に掲げる要件の全てを満たす法人をいう。以下ｃ、(38)ｃ及び(39)ｄにおいて同じ。）の発行済株式又は出資（当該不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。以下ｃ、(38)ｃ及び(39)ｄにおいて「株式等」という。）の総数又は総額に同令第221条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該株式等を有する場合には、当該不動産保有法人ごとに、当該不動産保有法人に対する出資額、当該不動産保有法人の概況（組織形態、目的、事業内容、利益の分配方針等）、ファンドに属する当該不動産保有法人の株式等の数又は額の当該不動産保有法人の株式等の総数又は総額に対する割合及び当該不動産保有法人が設立された国における配当に係る規制の内容を記載するとともに、当該不動産保有法人の投資対象とする不動産について、ａ及びｂに準じて記載すること。

［(27)～(85)　略］

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の金額】(3)	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第三部　略］

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

［ａ～ｄ　略］

［加える。］

［(2)～(25)　同左］

(26)　投資対象

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　外国投資法人が、不動産保有法人（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第221条の２第１項各号に掲げる全ての要件を満たす法人をいう。以下ｃ、(38)ｃ及び(39)ｄにおいて同じ。）の発行済株式又は出資（当該不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。以下ｃ、(38)ｃ及び(39)ｄにおいて「株式等」という。）の総数又は総額に同令第221条に規定する率を乗じて得た数又は額を超えて当該株式等を有する場合には、当該不動産保有法人ごとに、当該不動産保有法人に対する出資額、当該不動産保有法人の概況（組織形態、目的、事業内容、利益の分配方針等）、ファンドに属する当該不動産保有法人の株式等の数又は額の当該不動産保有法人の株式等の総数又は総額に対する割合及び当該不動産保有法人が設立された国における配当に係る規制の内容を記載するとともに、当該不動産保有法人の投資対象とする不動産について、ａ及びｂに準じて記載すること。

［(27)～(85)　同左］

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の金額】(3)	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第三部　同左］

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

［ａ～ｄ　同左］